

## 令和6年度 第1回川崎市教科用図書選定審議会 議事録

開催日時：令和6年4月26日（金）10時00分～10時35分

開催会場：川崎市総合教育センター第4研修室

出席委員数：川崎市教科用図書選定審議会委員 13名（欠席委員3名）

（事務局）

本日は、お忙しい中、また大変お暑い中御出席いただき誠にありがとうございます。

定刻を少し過ぎていますが、ただいまから令和6年度第1回川崎市教科用図書選定審議会を開催いたします。

私は、本日の選定審議会の司会進行を務めさせていただきます、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課指導事務係長の横山と申します。よろしくお願いいたします。

開催案内等の発送が遅れまして、皆様に御迷惑をおかけしまして申し訳ありませんでした。

この審議会の委員の皆様への委嘱、または任命期間は令和6年4月26日より1年間となっております。委嘱状等につきましては、机の上に置かせていただいておりますので御確認いただければと思います。また、この審議会につきましては録音していることを御承知おきください。

はじめに、川崎市教科用図書選定審議会の開催方法についてお伺いいたします。令和6年度の審議会は全4回の開催を予定しています。なお、教科用図書の採択におきましては、世間一般に広く関心が寄せられておりまして、審議会を公にすることにより発言者を特定することができしまい、場合によっては誹謗・中傷・いやがらせ等が起こる可能性もございます。そのため、自由・活発な議論をすることができなくなる恐れがあります。このため、教科用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられますので、審議会は非公開として開催させていただきたいと考えますが、委員の皆様よろしいでしょうか。御承認いただけるようでしたら挙手をお願いします。

【出席委員全員挙手】

（事務局）

ありがとうございます。それでは次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに次第が1枚ございまして、次に審議会の委員名簿が1枚、このほかホチキス止めの資料となっています。資料はそろっておりますでしょうか。

それでは開会にあたりまして、指導課長の新田よりご挨拶申し上げます。

（課長）

皆様、改めまして、おはようございます。

教育委員会事務局学校教育部指導課長の新田でございます。

本日は本当にお暑い中、また、駅から遠い中、お集りいただきましてありがとうございます。

本年度の教科書用図書選定審議会は先ほど申しました全4回ありまして、次年度から中学校が使用する教科用図書の審議を行っていただきます。併せまして高校が使用する教科用図書、こちらにつきましても、新学習指導要領の実施に伴いまして、次年度から使用する教科用図書の審議を行っていただきます。

また、特別支援学校また、特別支援学級で、次年度から使用する教科用図書について、審議していただきます。

少しまわりくどい言い方になりましたが、小学校以外で来年度以降使う教科書について審議いただくことになります。

教科用図書の採択におきましては、世間一般に広く関心が寄せられております。委員の皆様方におかれましては、色々な立場から多角的に忌憚ない御意見をいただきまして、公平・公正な教科用図書の採択の一助になればと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、本日、御出席の委員の皆さまを御紹介させていただきます。大変恐縮でございますがお名前を読み上げますので、御起立をお願いいたします。

【委員紹介】

(事務局)

この審議会は、お手元の委員名簿にございますように、16名の委員で構成されております。本日出席されている委員の人数は、13名でございますので、資料2ページ目にございます「川崎市附属機関設置条例」の第7条第2項に規定する会議の成立要件である「委員の半数以上が出席」されていることを、併せて御報告申し上げます。

先ほど御承認いただきましたとおり、この会議は非公開でございますので、本日お配りしております資料につきましては、会議終了後に回収いたしますので、御理解のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、「川崎市附属機関設置条例」の第6条第1項の規定により、本審議会に会長を置く必要がございます。

会長については、本日お集まりいただいた委員の皆様方の中から互選により定めることとされ、会長は本審議会の議長となります。

ただいまより、会長の選出に入りたいと思います。委員の方々に会長をお引き受けいただける方がいらっしゃいましたら挙手をお願いできますでしょうか。

もしいらっしゃらないようでしたら、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、小林委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしければ拍手に

より承認をよろしくお願いします。

【出席委員全員拍手により承認】

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、小林委員に教科用図書選定審議会の会長をお願いしたいと存じます。申し訳ありませんが、小林委員は、会長席に移動して頂きまして、御挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆様改めましておはようございます。

今、御指名ではございますが、大変僭越なのですが、会長を務めさせていただきます、川崎市立西菅小学校校長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。大変な大役で緊張しておりますが、皆様の御協力のもとに、公正で適正な審議をしていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、次第にしたがって議事を進めさせていただきたいと思います。

令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針について、私から説明をさせていただきます。

配布資料の「令和6年度第1回川崎市教科用図書選定審議会資料」の7ページを御覧ください。

1の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務付けられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続きの公正かつ適正を期すため、令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1)採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施してまいります。

次に、「(2)採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和7年度に使用する教科用図書を採択いたします。

採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級におきましては、8ページを御覧いただ

き、枠内の※4にごさいますように、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、該当する教科用図書も採択できるものといたします。

次に、「（３）教科用図書の調査審議」でごさいますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「（４）採択の透明化」でごさいますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「（５）静ひつな採択環境の確保」でごさいますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により、採択が、歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「（６）採択地区」でごさいますが、小学校及び中学校における採択地区は、１地区といたします。川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行います。また、特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行います。

９ページを御覧ください。「（７）採択時期」につきましては、８月３１日までに行うものとされております。

次に、「３ 教科用図書の調査審議」の「（１）教科用図書選定審議会」でごさいますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。審議会は、（２）から（４）までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

１０ページを御覧ください。「（５）調査審議の観点」でごさいますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の５つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

１点目は、「ア 学習指導要領との関連」２点目は、「イ 編集の趣旨と工夫」、以下、「ウ 内容」等でごさいます。また、「エ 構成・分量・装丁」におきましては、体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか、紙の教科書と併せて、学習者用デジタル教科書が発行されている場合は、調査審議の対象としてまいります。

１１ページを御覧ください。４の「教科用図書の採択手順」でごさいますが、はじめに、（１）の小学校が使用する教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に（２）の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましては、新たに採択を行います。

次に（３）の高等学校が使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行うこととなります。

(4) の特別支援学校、特別支援学級の教科用図書も含めまして、後程、フロー図にて御説明いたします。

13 ページを御覧ください。5 の「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、本年6月7日から7月31日までの期間におきまして、お示しの8箇所それぞれ実施いたします。

14 ページを御覧ください。こちらは、「中学校」における教科用図書の採択手順」のフロー図でございます。採択までの流れでございますが、①で教育委員会が教科用図書選定審議会に対して、教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。各学校では、校内調査研究会を設けていただき、全ての教科用図書の調査研究を行い、④で、調査研究会に報告していただきます。調査研究会は、調査研究員により構成されておりまして、⑤で、各学校からの報告を取りまとめた調査研究、及び、⑥で、全ての教科用図書の調査研究について、教科用図書選定審議会に報告いたします。教科用図書選定審議会において、学識経験者、学校教育の関係者及び市職員で構成されておりまして、調査研究会からの報告を参考にしつつ、さまざまな視点で審議し、⑦で、審議結果を教育委員会に答申いたします。

教科用図書の採択にあたりましては、「学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることにより、教科用図書の採択における適正さ、公正さを確保してまいります。

15 ページを御覧ください。こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。1番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございますが、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身に付けさせたい力等を、教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

一番下右側の「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となったすべての教科用図書について調査研究を行い、⑤で、「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。

「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び、「調査研究会」の報告をもとに、採択候補一覧表を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で、川崎市教科用図書選定審議会に提出いたします。

教科用図書選定審議会では、調査研究等の報告を参考にしつつ、さまざまな視点で審議し、

⑦で、審議結果を教育委員会に答申いたします。

16ページを御覧ください。特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございます。特別支援学校の小・中学部、及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえて調査研究し、教科用図書選定審議会に報告いたします。

また、特別支援学校の高等部におきましては、現在特別支援学校用の教科用図書がございませんので、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を調査研究し、学校ごとに選定した図書を、教科用図書選定審議会に報告いたします。審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、④でその審議結果を教育委員会へ答申いたします。

17ページを御覧ください。今後のスケジュールでございます。本日の選定審議会以降、調査研究会等を経て8月の教育委員会における採択を予定しております。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの教科用図書、いわゆる教科書の採択方針、手順の流れについて御説明がありましたが、今の事務局説明に対して御意見、御質問等はございますでしょうか。

(委員)

冒頭の御案内で、こちらの配布資料について、都度回収するような話があったが、あっていますか。

(事務局)

資料は会が終わりましたら、席に置いていただいて、それを回収します。

(委員)

手順が記載されていて、今読んだだけでは親和性に疑問があるというのが感想でして、何か手順であったりとか、あるいは13ページの教科書の発行に関する臨時措置法の実施に従って展示会に行く機会、スケジュールを確認する手段というのはございませんでしょうか。あるいは、ここで書き写していったいいものなののでしょうか。

(事務局)

教科書展示については、報道発表やチラシの配布、ホームページにも載せる予定です。

(会長)

公開されると。よろしいですか。

(委員)

手順に関してはどうですか。次回の審議会では、この手順を抛り所にしようとするときこの資料は配布されますでしょうか。

(会長)

ことばも難しく、手順もなかなか理解できないところもあるので、手順を確認しながら審議したいということだと思うのですが、事務局いかがでしょう。

(事務局)

毎回回収しますが、お配りします。

(委員)

17ページの今後のスケジュールですが、次回は6月28日に来ればよいのですか。

(事務局)

最後に御案内しようと思いますが、次回は6月28日10時からを予定しています。

(委員)

予定について、持って帰ってよい資料はないですか。メールしてくれてもいいのですが。

(事務局)

開催の都度連絡はお送りするんですけども、事前に知りたいということであれば。

(委員)

日にちが変わることはないですか。

(事務局)

日にちは変わることはありません。

(委員)

日にちと時間と場所が書いてあるものがあれば、しゃべったりしたらだめですね。

(事務局)

後日公開はされますが、この審議会自体は非公開ですので。開催通知の前にお知らせすることは可能です。

(委員)

今日メモって帰ります。

(事務局)

残り3回の時間と場所お伝えできるか調べ、何らかのかたちで送れるようにはします。

(委員)

ここは横に長くて、何階のどこなのかダンジョンみたいなので、事前に何号室といったふうにわかればいいなと思いました。

(事務局)

記載させていただきます。

(会長)

おっしゃるとおりで、学校関係者はわかるんですけど。ありがとうございます。私も先ほど予定を手帳にメモしました。アナログですけども、会議の性質もありますので。その他ありますでしょうか。

(委員)

第2回と第3回は10時からですが、午前中に終わると思ってよいですか。

(事務局)

次回以降は審議が長時間に渡ることが想定されますので、昼食の準備をお願いします。

(会長)

6月28日と7月8日は10時から始まって、1日かかる。

(事務局)

分科会等がありますので、そうなります。

(委員)

何時くらいですか。学校もありますし。

(事務局)

だいたい目安としては3時くらいです。

(会長)

両日ともでよろしいですか。

(事務局)

そうです。

(会長)

実際教科書を読んだりする時間ですかね。

(会長)

その他いかがでしょう。ことばも難しいため、私どももじっくり読んで、後からまた質問があるかもしれませんが、ありがとうございました。

それでは、ただいまの議事について、委員の皆様にご承認いただけるか確認したいと思います。御承認いただければ挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

(会長)

ありがとうございます。本日議事はこれで終了ということでよろしいですか。ありがとうございました。その他のことで御質問等はございますでしょうか。

ありがとうございます。それではこの後の進行は事務局をお願いします。

(事務局)

事務局より連絡事項をお伝えします。次回の第2回の審議会は6月28日の金曜日午前10時からこちらの総合教育センターから開催する予定です。次回はなるべく早く開催通知をお送りできるよう努めてまいりますのでよろしくお願いします。

今回は調査研究会からの報告等があがってまいりますので、長時間になることを想定しています。先ほど御案内しましたとおり、昼食の準備等をしていただければと思います。

本日配布しました資料は回収しますので、机の上に置いてお帰ってください。また、先日出席依頼文と一緒に送付させていただいた、教科書著作編集等の確認用紙についても、机の上



に置いていただければと思います。お忘れの方は、白紙の用紙がありますので、お申し付けください。次に口座振込依頼書及びマイナンバーの登録に関しての関係書類をお持ちの方は、重要な個人情報となりますので直接事務局中尾のところまで提出下さるようお願いします。なお、謝礼につきましては、事故防止の観点から口座振込にさせていただきたくお願いします。振込日が確定しましたら別途御連絡します。

それでは、これもちまして、第1回教科用図書選定審議会を閉会します。本日はお暑い中、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。